



衛水第16号

平成元年2月1日

各都道府県水道行政担当部(局)長殿

厚生省生活衛生局

水道環境部水道整備課長

アスベストに関する資料の送付について

アスベストは建築資材等広く利用されているが、水道においても、石綿セメント管が使用されていること等もあり、飲料水中のアスベストについて社会的な関心が高まっている。

このため、(社)日本水道協会に対して、アスベストの経口摂取に関しての現在までの知見、水中のアスベストの測定方法等について検討を依頼していたところであるが、このたび別添のとおり報告書がとりまとめられたので、参考として活用されたく送付する。

また、併せて、石綿セメント管を取扱う作業に関し、労働安全衛生、廃棄物処理等の分野での関連通知等を送付するので貴管下水道事業者へ周知方お願いする。

石綿セメント管工事等の関連資料

平成元年 2月

厚生省生活衛生局
水道環境部水道整備課

概要

鉱物繊維の一種であるアスペストは、高い抗張力をもつほか耐熱性、断熱性、防音性等の有用な性質をもつため、古くから幅広い用途に利用されてきた。しかしながら、アスペストの吸入による石綿肺や悪性中皮腫の発生等の人の健康への影響が明らかになってきている。

水道においては、石綿セメント管が約20%（上水道、用水供給）用いられており、現在、国内では製造されておらず新たに布設されることはないものの、今後とも、水道管更新のための石綿セメント管撤去工事、アスペストを使用した水道施設（建築物）の解体工事及びこれらに伴う廃棄処分等アスペストを取り扱う作業が予想され、その際、作業方法によってはアスペストの吸入曝露や環境汚染が懸念される。

このため、本資料は、水道における石綿セメント管の適正な取り扱いが図られるよう、関連分野における法令及び通知についてとりまとめたものであり、その概要は以下のとおりである。

1. 石綿セメント管は労働安全衛生法及びこれに基づく特定化学物質等予防規則に規定される「第2類物質」、「管理第2類物質」、「特別管理物質」に該当し、これらを取り扱う事業者等に対し、作業に従事する労働者のアスペスト粉じんによる健康障害予防の観点から、潤滑な状態での取り扱い等の措置を講じるよう規定されている。

また、石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進を図るため、昭和51年5月22日付け基発第408号労働省労働基準局長通達により、関係事業場及び石綿取り扱い者の把握、作業環境中における石綿粉じんの抑制等について指導

されている。

石綿セメント管工事の実施に当たっては、これらの規制を遵守するとともに、アスベスト粉じんが発生する恐れのある作業を狭い作業空間で行うことを極力避け、やむをえず石綿セメント管の切断、せん孔等を行う場合は湿润な状態で行うよう留意すること。

2. 石綿セメント管の撤去工事等によって生じるアスベストを含む廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される産業廃棄物に該当し、収集、運搬及び処分にあたっての飛散、流出防止について規制がなされている。

また、昭和 62 年 10 月 26 日付け環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長連名通知により、アスベスト廃棄物の収集、運搬及び処分にあたって、アスベストが飛散しないよう湿润化、こん包等具体的な措置について指導されている。

3. 建築物内に使用されているアスベストに関する諸規制については、上記のほか各種通知により、労働安全衛生、大気汚染防止等の観点からの指導がなされている。

目 次

1. 関連法令(抄)

- ・労働安全衛生法、同施行令、同施行規則 1
- ・特定化学物質等障害予防規則 3
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則 6

2. 関連通知

- ・石綿粉じんによる健康障害予防対策について 9

(51.5.12 基発408)

- ・アスベスト(石綿)廃棄物の処理について 13

(62.10.26 環水企317 衛産34)

- ・アスベスト(石綿)廃棄物の処理について 15

(62.10.26 衛産35)

- ・建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じん 17

のばく露防止等について (61.9.1 基安発34)

- ・建築物の改修・解体に伴うアスベスト(石綿)による大気汚 20

染の防止について (62.10.26 環大規225)

- ・建築物内に使用されているアスベスト(石綿)に係る当面の 22

対策について (63.2.1 環大規26 衛企9)

労働安全衛生法(抄)

第3章 安全衛生管理体制

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を終了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

第5章 授権等及び有害物に関する規制

第1節 有害物に関する規制

(表示等)

第57条 ベンゼン、ベンゼンを含有する剤剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第1項の物を容器に入れ、又は包装して、搬送し、又は提供する者は、労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、搬送し、又は提供するときには、その容器)に次の事項を表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 労働省令で定める物にあつては、人件に及ぼす作用

四、労働省令で定める物にあつては、貯蔵又は取扱上の注意

五 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 前項の政令で定める物又は前条第1項の物を前項に規定する方法以外の方法により搬送し、又は提供する者は、労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、搬送し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

第6章 労働者の就業に当たつての措置

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならぬ。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第7章 健康管理

(健康診断)

第66条 事業者は、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

労働安全衛生法施行令(抄)

(作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十八 別表第3に掲げる特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）

別表第3 特定化学物質等（第6条、第15条、第17条、第21条、第22条関係）

二 第2類物質

4 石綿

37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの

（名称等を表示すべき有害物）

第18条 法第57条第1項の政令で定める物は、次のとおりとする。

二の二 石綿

（健康診断を行すべき有害な業務）

第22条 法第66条第2項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

三 別表第3第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）又は第16条第1項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

2 法第66条第2項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務とする。

八 石綿

二十四 第八号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの

労働安全衛生規則(抄)

(作業主任者の氏名等の周知)

第18条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならぬ。

(雇入れ時等の教育)

第35条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第2条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一 製造等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

三 作業手順に関すること。

四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び通報に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

特定化学物質等障害予防規則(抄)

(定義等)

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

2 合別表第3第二号37の労働省令で定める物は、別表第1に掲げる物とする。

(別表第1)

四 石綿を含有する製剤その他の物。ただし、石綿の含有量が重量の5パーセント以下のものを除く。

(立入禁止措置)

第24条 事業者は、次の作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

- 一 第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業場(臭化メチル等を用いて運搬作業を行う作業場を除く。)
- 二 特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第3種物質等を合計100リットル以上取り扱うもの

(容器等)

第25条 事業者は、特定化学物質等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。
- 3 事業者は、特定化学物質等の保管について一定の場所を定めておかなければならぬ。
- 4 事業者は、特定化学物質等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該物質が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならぬ。

第5章 管理

(特定化学物質等作業主任者の選任)

第27条 事業者は、令第6条第十八号の作業については、特定化学物質等作業主任者技能講習者を修了した者のうちから、特定化学物質等

作業主任者を選任しなければならない。

(特定化学物質等作業主任者の職務)

第28条 事業者は、特定化学物質等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業に従事する労働者が特定化学物質等により汚染され、又はこれらを吸入しないよう、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排水処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

(休憩室)

第29条 事業者は、第1類物質又は第2類物質を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行なう作業場以外の場所に休憩室を設けなければならぬ。

2 事業者は、前項の休憩室について仕、同項の物質が粉状である場合は、次の措置を講じなければならない。

- 一 入口には、水を溼し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。
- 二 入口には、衣服用ブラシを備えること。
- 三 床は、真空そうじ機を使用して、又は水洗によつて容易にそうじできる構造のものとし、毎日1回以上そうじすること。

3 労働者は、第1項の作業に従事したときは、同項の休憩室にはいる前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

(洗浄設備)

第30条 事業者は、第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けなければならない。

(喫煙等の禁止)

第31条の2 事業者は、第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(掲示)

第38条の1 事業者は、第1類物質(塩素化ビフェニル等を除く。)又は令別表第3第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、21、24、25、29、30若しくは32に掲げる物若しくは別表第1第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十九号、第三十号若しくは第三十二号に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあっては、クロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。)には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 特別管理物質の名称
- 二 特別管理物質の人体に及ぼす作用
- 三 特別管理物質の取扱い上の注意事項
- 四 使用すべき保護具

(作業の記録)

第38条の4 事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において當時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該作業場において當時当該作業に従事することとなつた日から30年間保存するものとする。

- 一 労働者の氏名
- 二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- 三 特別管理物質により著しく汚染される事故が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

(石綿等に係る措置)

第38条の5 事業者は、次項に規定する場合のほか、令別表第3第二号4に掲げる物又は別表第1第四号に掲げる物(以下「石綿等」という。)を吹き付ける作業に労働者を従事させてはならない。

2 事業者は、次の措置を講じたときは、建築物の柱等として使用されている鉄骨等へ石綿

等を吹き付ける作業に労働者を従事させることができる。

- 一 吹付けに用いる石綿等を容器に入れ、容器から取り出し、又は混合する作業場所は、塗装作業に従事する労働者の汚染を防止するため、当該労働者の作業場所と隔離された屋内の作業場所とすること。
- 二 当該吹付け作業に従事する労働者に送気マスク又は空気呼吸器及び保護衣を使用させること。
- 3 労働者は、当事者から前項第二号の保護具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

第38条の6 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿润な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿润な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

- 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
 - 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破砕、解体等の作業
 - 三 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
 - 四 粉状の石綿等を混合する作業
- 2 事業者は、前項の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第六章 健康診断

(健康診断の実施)

第39条 事業者は、令第22条第1項第三号の業務に常時従事する労働者に対し、別表第3の上欄に掲げる業務の区分に応じ、届入れ又は当該業務への配達替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに1回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 2 事業者は、令第22条第2項の業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第3の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに1回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行なわなければ

ばならない。

3. 事業者は、前2項の健康診断（シアノ化カリウム（これをその重量の5パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアノ化水素（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアノ化ナトリウム（これをその重量の5パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第1項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第4の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4. 令第22条第2項第二十四号の労働省令で定める物は、別表第5に掲げる者とする。

別表第5

- 一 石綿を含有する製剤その他の物。ただし、石綿の含有量が重量の5パーセント以下のものを除く。

（健康診断の結果の記録）

- 第40条 事業者は、前条第1項から第3項までの健康診断（労働安全衛生法（以下「法」という。）第66条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。）の結果に基づき、特定化学物質等健康診断個人票（様式第2号）を作成し、これを5年間保存しなければならない。

2. 事業者は、特定化学物質等健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に當時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質等健康診断個人票については、当該労働者が当該事業場において当該業務に當時能くすることとなつた日から30年間保存するものとする。

（健康診断結果報告）

- 第41条 事業者は、第39条第1項から第3項までの健康診断（定期のものに限る。）を

行つたときは、遅滞なく、特定化学物質等健康診断結果報告書（様式第3号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第7章 保護具

（呼吸用保護具）

- 第43条 事業者は、特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

（保護衣等）

- 第44条 事業者は、特定化学物質等で皮膚に障害を与える、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取り扱う作業又はこれらの周辺で行なわれる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備えつけなければならない。

（保護具の数等）

- 第45条 事業者は、前2条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、當時有効かつ清潔に保持しなければならない。

（記録等の報告）

- 第53条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、不業を廃止しようとするときは、特別管理物質関係記録等報告書（様式第11号）に次の記録及び特定化学物質等健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

- 一 第36条第3項の測定の記録
- 二 第38条の4の作業の記録
- 三 第40条第2項の特定化学物質等健康診断個人票

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

第一章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、二み、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2. この法律において、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3. この法律において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃ブテスチック類その他の政令で定める廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第4条

6 第1項の許可を受けた者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

7 前項の帳簿は、厚生省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第3章 産業廃棄物

(事業者及び地方公共団体の処理)

第10条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(事業者の処理)

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（法律を投入処分の場所とすることができますものと定めた産業廃棄物があつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第1項の政令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の運搬若しくは処分又は保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつばら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

7 第1項の許可を受けた者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

8 第7条第6項、第7項及び第10項から第12項までの規定は、第1項の許可を受けた者について準用する。この場合において、同条第10項から第12項までの規定中「市町村」であるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第4章 雜 則

(投棄禁止)

- 第16条 何人も、みだりに底辺、第12条第5項第一号に規定する産業廃棄物その他の政令で定める産業廃棄物を捨ててはならない。
- 2 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 第6条第1項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物（前項に規定する産業廃棄物を除く。）を捨てること。
 - 二 第6条第1項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。
 - 三 第6条第1項に規定する区域以外の区域又はその地先海面において産業廃棄物（前項に規定する産業廃棄物を除く。）を捨てること。

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置者若しくは管理者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に關し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、不法者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の不法所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に關し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(措置命令)

第19条の2 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該

各号に定める者は、必要な限度において、当該処分を行つた者（第6条第2項の規定により当該処分を行つた市町村及び第10条第2項又は第3項の規定によりその市務として当該処分を行つた市町村又は都道府県を除くものとし、第12条第4項又は第14条第2項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該処分を委託した者を含む。）に付し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

一 第6条第3項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合

市町村長

二 第12条第1項の政令で定める基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合

都道府県知事

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抄)

(産業廃棄物)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(以下「法」という。) 第2条第3項の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず(ペルプ、又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞取扱を用いて印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行なうものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリクロリネイテッドピフェニル(以下「PCB」という。)が塗布されたものに限る。)

二 木くず(生産業に係るもの(工作物の除去に伴つて生じたものに限る。)並びに木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、ペルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。)

三 塗装くず(製造工業(衣服その他の塗装製品製造業を除く。)に係るものに限る。)

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず及び陶磁器くず

八 砂さい

九 工作物の除去に伴つて生じたコンクリート瓦片その他のこれに類する不要物

十 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)

十一 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)

十二 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

第2条第2項に規定するにい煙発生施設又は汚でい、廢油、廢酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、第一号に掲げる産業廃棄物(PCBが塗布されたものに限る。)若しくは第六号に掲げる産業廃棄物(PCBが付着し、又は封入されたものに限る。)の焼却施設において発生するはいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

十三 燐えがら、汚でい、廢油、廢酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するたために処置した

ものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの

(一般廃棄物の収集、運送及び処分の基準)

第3条 法第6条第3項の規定による一般廃棄物の収集、運送及び処分の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集、運送及び処分に当たつては、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようすること。

二 一般廃棄物の処理施設の設置に当たつては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないようにすること。

三 運送車、運送容器及び運送用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

(産業廃棄物の収集、運送及び処分の基準)

第6条 法第12条第1項の規定による産業廃棄物の収集、運送及び処分の基準は、第3条第一号から第三号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(事業者の産業廃棄物の運送及び処分の委託の基準)

第6条の1 法第12条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の産業廃棄物の収集、運送又は処分を業として行なうことができる者であつて、委託しようとする産業廃棄物の運送又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抄)

(産業廃棄物の保管の技術上の基準)

第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物が運送されるまでの間の保管の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の保管は、保管施設により行い、当該産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのないようにすること。

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について

最近、各国における広範囲な石綿関係労働者についての研究調査の結果、10年をこえて石綿粉じんにばく露した労働者から肺がん又は中皮腫が多発することが明らかとされ、その対策の強化が要請されているところである。

労働省としては、昨年9月に特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）を改正し、一部石綿事業についての制限等規制を強化するとともに、石綿関係施設改善等研究会を設け、環境改善の具体的な技術指針の検討を行っているところである。

各局においては、昭和51年度行政運営方針に基づき、特別監督指導計画の重点対象として、その対策が図られているものと思われるが、最近の石綿による肺がん又は中皮腫発生の報告をみると環境改善の技術指針をまつまでもなく、早急な作業環境改善等健康障害防止対策の推進が肝要であると考えられる。

しかし、対象事業種が広範で、かつ、中小企業が多いことから、これが徹底されるには困難を伴うと思料されるが、上記対策の推進にあたっては、特化則の関係規定の遵守を徹底させることはもとより、特に、下記事項に留意するとともに、対象の資料を参考として関係者に石綿の有害性についての周知を図り、もって関係事業場の石綿粉じんによる健康障害の防止措置の徹底を図られたい。

記

1. 関係事業場及び石綿取扱者の把握

(1) 石綿は、石綿管及び板、石綿セメント、自動車ブレーキ、石綿織布等の製造のほか、建設業、造船業又は化学工業等における断熱工事に広く使用されてきているが、とく

に、後者についての実態が十分把握されていないので、元方事業者又は関係業界を通じて関係事業場（過去に取り扱った事業場を含む。）を把握すること。

(2) また石綿による悪性新生物の発生には20～25年にわたる潜伏期間が見込まれることから、関係事業場に対し在職者及び退職者（配置替えとなつた者を含む。）の氏名、性、生年月日、本籍地、作業歴、石綿へのばく露状況及びじん肺健康診断結果等の記録並びに過去における環境測定結果を蒐集整備し、これらを長期にわたり保存するよう指導すること。

2. 石綿の代替措置の促進

石綿は、可能な限り、有害性の少ない他の物質に代替させるとともに、現在までに石綿の使用していない部門での石綿又は石綿製品（発じん防止処理したものであっても、使用中又はその後において発じんすることの明らかなものを含む。）の導入は、避けるように指導すること。

特に、青石綿（クロシドライト）については、他の石綿に比較して有害性が著しく高いことからその製品を含め優先的に代替措置をとるよう指導すること。

3. 環気中における石綿粉じんの抑制

(1) 減度基準

石綿については、特化則において、環気中の石綿粉じん（ 5μ 以上の鐵難）濃度を5鐵難/ m^3 以下に抑制するための局部排気装置及び除じん装置等の設備を規定しているが、最近、関係各国において環気中の石綿粉じん濃度の規制を強化しつつある。

労働省においても、今後環気中石綿粉じん濃度について検討を加えることとしているが、当面、2鐵難/ m^3 （青石綿にあっては0.2鐵難/ m^3 ）以下の環気中粉じん濃度を目指すよう指導すること。

(2) 発散抑制措置の徹底

屋内作業場における石綿粉じんの発散を防止するため、石綿又は石綿製品の製造又は取扱いの作業の実態に応じ、密閉工程の

採用、又は適切な除じん装置を付設した局所排気装置を設置することはもとより、石綿の運搬又はその空容器若しくは石綿製品の運搬等に際しての二次的な発じんによる影響も無視できないので、石綿粉じんが堆積するおそれのある作業床は、少なくとも毎日1回以上水洗により清掃するよう指導すること。なお、真空掃除機は、稼動中捕捉し難い微細な石綿粉じんの排出による環境の汚染及び真空掃除機内に収じんした石綿粉じん処理時の汚染が考えられるので、止むを得ない時に限り使用することとし、その際除じん効率の高いものを用いるとともに真空掃除機内の収じんした石綿粉じんの処理時の発じん防止を指導すること。

4. 呼吸用保護具の使用

(昭和59年1月30日付け基発第48号通達「防じんマスクの選択、使用等について」により削除。)

5. 清潔の保持の徹底

石綿により汚染した作業衣も二次発じんの

原因ともなる。また、最近石綿業務に従事する労働者のみならず、当該労働者が着用する作業衣を家庭に持ち込むことによりその家族にまで災わいの及ぶおそれがあることが指摘されている。

このため、関係労働者に対しては、専用の作業衣を着用させるとともに石綿により汚染した作業衣はこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備に保管させ、かつ作業衣に付着した石綿は、粉じんが発散しないよう洗濯により除去するとともに、その持ち出しは避けるよう指導すること。

なお、作業終了後及び必要に応じ、手洗い、洗顔及びうがいを勧めること。

6. 石綿作業従事者の喫煙について

石綿粉じんにばく露する労働者からの肺がん発生は、石綿粉じんのばく露の程度とともに、喫煙が極めて大きく関与することが明確になった。従って、石綿作業者に対し、できるだけ喫煙を避けるよう教育指導させること。

石綿に係る規制と本通達との対比

| 事 項 | 特 化 则 | 本 通 達 |
|----------------|---|--|
| 石綿因保事業場等の指定 | | ① 石綿製品因保事業場及び労働者 ② 断熱工業関係事業場及び労働者 |
| 記録の保存 | ① 作業の記録及び記録の保存(30年)(§38条の4) ② 作業環境の測定及び記録の保存(30年)(§36条) ③ 職域診断の実施及び記録の保存(30年)(§39条)(§40条) | 氏名、性、生年月日、本籍地 作業歴、石綿へのばく露状況、じん肺健康診断結果、過去の環境測定結果 |
| 石綿の代替え促進 | 事業者の責務(§1条) | ① 有害性の少ない物質への代替促進(とくに青石綿) ② 石綿又は石綿製品の新規導入を避ける。 |
| 石綿粉じんの抑制濃度基準 | 局所排気装置の性能(§1条五号) 5 擬維/㎤(告示) | ① 局所排気装置の性能 2 擬維/㎤(青石綿については0.2 擬維/㎤) |
| 発散抑制措置 | ① 屋内作業場の発散源を密閉又は局所排気装置の設置(§5条) ② 除じん装置の設置(§9条) ③ 吐呑等(§25条) | ① 屋内作業場の発散源を密閉または局所排気装置の設置 ② 除じん装置の設置 ③ 連続又は空容器からの発じん防止 ④ 作業床の水洗による2次発じん防止 |
| 呼吸用保護具 | ① 健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具の着付け(§43条) ② 保護具の取扱(§45条) | |
| 清潔の保持の徹底 | 洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備の設置(§38条) | ① 専用の作業衣の着用 ② 汚染作業衣の保管設備 洗濯による汚染除去 ④ 作業衣の持出し禁止 ⑤ 作業終了後及び必要に応じ、手洗い、洗面及びうがいの励行 |
| 喫煙の制限 | 石綿作業場での喫煙、飲食の禁止(§38条の2) | ① 石綿作業者の喫煙の制限 |
| 特化則作業主任者の選任 | (§27条) | |
| 局所排気装置等の定期自主点検 | (§30条) | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 休憩室の設置 | (§37条) | |
| 名称等の掲示 | (§38条の3) | |
| 石綿等に係る 特別規則 | ① 吹付け作業の禁止 (§38 条の7) ② 一定の作業の湿式化 (§38条の8) | |
| 健康診断の実 施 | (§39条) | |
| 記録等の報告 | (§53条) | |

各都道府県知事
各政令市長

環境庁水質保全局長

厚生省生活衛生局水道環境部長

アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（通知）

吹付けアスベストの除去工事に伴って発生する廃棄物等事業活動に伴って生じたアスベストを含む廃棄物（以下「アスベスト廃棄物」という。）の処理については、当面、下記の事項に留意の上、関係部局間の連絡調整を積極的に行いつつ、関係者に対し適切な指導を行われたい。

なお、アスベスト廃棄物の処理に関する基準について、今後、必要な調査検討を行うこととしている。

記

- 1 アスベスト廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する産業廃棄物に該当するので、その処理を他人に委託しようとする排出事業者は、当該産業廃棄物の処理業の許可を受けた者に、アスベスト廃棄物であることを明示して委託するとともに、その処理が適正に行われたことを確認すること。
- 2 アスベスト廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の規定の趣旨を踏まえ、当面、次により収集、運搬及び処分を行うものとすること。
 - (I) 排出事業者は、アスベスト廃棄物が運搬されるまでの間、アスベストの飛散を防止するため、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋で二重にこん包し、又は堅ろうな容器に密封して保管すること。

なお、プラスチック袋等には、取扱いの適正を期するため、内容物がアスベスト廃棄物である旨の表示をすること。

ただし、アスベストの飛散するおそれのないアスベスト廃棄物はこの限りではない。

(2) アスベストの飛散防止措置には、発じん防止剤を散布し又は水硬性セメント等により固化する方法もあるので、(1)の措置とあわせて、必要に応じこれらの措置を講じることも差し支えないこと。

ただし、これらの処理を行う際には、アスベストが飛散することのないよう十分留意すること。

(3) アスベスト廃棄物の運搬及び処分に当たっては、アスベスト廃棄物をこん包したプラスチック袋等の破損又はアスベスト廃棄物の破碎等によりアスベストを飛散させないよう慎重に取扱うこと。

なお、プラスチック袋等の破損等により、アスベストの飛散のおそれが生じた場合には、速やかに散水し又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理すること。

(4) アスベスト廃棄物の運搬に当たっては、運搬車両の荷台に覆いをかけること。

(5) アスベスト廃棄物を埋め立てる場合は、作業用重機等によるプラスチック袋等の破損等のないように、あらかじめ最終処分場内に溝を作り、その溝に投入すること。投入後は、速やかに土砂又はアスベスト廃棄物以外の廃棄物で覆うこと。なお、アスベスト廃棄物はできる限り最終処分場内の一定の場所に処分するよう努めること。

アスベスト廃棄物を埋め立てた場所は、最終処分場の埋立てが完了した際に、当該最終処分場の表面から深さが2メートル以上になるようにすること。

(6) 最終処分場の管理者は、アスベスト廃棄物を埋め立てた場合、その数量及び位置を帳簿に記載し、その帳簿を保存すること。

3. 都道府県知事及び政令市長（以下「都道府県知事等」という。）は、アスベスト廃棄物の処理を行う排出事業者及び処理業者等に対し、アスベスト廃棄物の処理方法等の周知徹底を図ること。

4. 都道府県知事等は、必要に応じ、アスベスト廃棄物の排出事業場、最終処分場等の立入検査及び関係者からの報告収取を行い、今後のアスベスト廃棄物の排出見通しの把握に努めるとともに、アスベスト廃棄物の飛散防止対策等について指導監督すること。

昭和62年10月26日

各都道府県・政令市廃棄物担当部(局)長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部

産業廃棄物対策室長

アスベスト(石綿)廃棄物の処理について(通知)

吹付けアスベストの除去工事に伴って発生する廃棄物等事業活動に伴って生じたアスベストを含む廃棄物(以下「アスベスト廃棄物」という)の処理については、別途環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長連名通知(環水企第317号・衛産第34号。以下「連名通知」という)により指示されたところであるが、なお、下記の事項に留意し、関係部局との連絡調整を積極的に行いつつ、運用に追徳なきを期されたい。

記

1. アスベスト廃棄物を適正に処理するため、土木部局、教育部局等関係部局と緊密に連絡し、建設業者、学校関係者等関係者に連名通知の内容の周知徹底を図るとともに、社団法人全国産業廃棄物連合会会員である都道府県産業廃棄物処理協会等産業廃棄物処理団体の協力を得て、排出事業者、産業廃棄物処理業者等関係者に対する指導を強化すること。
なお、社団法人全国産業廃棄物連合会に対してはアスベスト廃棄物の適正処理について協力を要請したので、参考とされたい。
2. 関係部局、関係機関等の協力を得て、アスベスト廃棄物の排出に関する実態の把握に努めること。
なお、吹付けアスベストの使用状況等については、文部省、防衛施設庁等関係省庁において、都道府県等を通じて実態調査を実施しているので、それらの調査結果も参考とされたい。

3. アスベスト廃棄物の処理に当たり、連名通知に示した方法（プラスチック袋にこん包、堅ろうな容器に密封、水硬性セメントによる固化）以外の方法により、飛散、流出の防止を図る場合には、事前に当省と協議すること。
4. なお、現在、社団法人日本廃棄物対策協会に依頼し、同協会中に「建設・解体工事廃棄物処理研究会」を設置して、昭和63年夏頃を目途に、建築物の解体により発生するアスベスト廃棄物を中心に処理ガイドラインを作成することとしている。

昭和61年9月6日

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局

安全衛生部長

建築物の解体又は改修の工事における労働者の
石綿粉じんへのばく露防止等について

石綿は、昭和30年代初頭から昭和50年代初頭までを中心にビル等の建築物に耐火被覆材として吹き付け使用されているほか、壁、天井、床、空調設備等に保温材、吸音材又は軽量建材として多量に使用されている。これらの建築物の解体又は改修の工事（以下「解体等の工事」という）においては、石綿の除去及び石綿を含有する建材の破碎、解体等の作業が伴うが、今後、これらの建築物の老朽化により解体等の工事が増加していくことが予想されることから、労働者の石綿粉じんによる健康障害予防対策の徹底が急務となっているところである。

このため、当面の対策として、関係団体等に対し必要な指導を行うこととし、別添のとおり労働者の石綿粉じんへのばく露の防止等について要請したので、貴局におかれても、本要請に基づく活動に関して関係団体等から協力依頼がなされた場合には、適切な指導、援助に努めるよう配慮されたい。

(別添)

基安発第34号

昭和61年9月6日

建設業労働災害防止協会会长

(社)全国建設業協会会长

全国建物解体業協会会长

殿

(社)日本建設業団体連合会会长

(社)日本土木工業協会会长

(社)建築業協会会长

労働省労働基準局

安全衛生部長

建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じん

へのばく露防止等について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力を頂きお礼申しあげます。

さて、昭和30年代以降に建設されたビル等の建築物は次第に老朽化しつつあり、今後、これらの建築物の解体又は改修の工事（以下「解体等の工事」という）が増加するものと予想されますが、これらの建築物には断熱材、吸音材等として石綿が多く使用されているものが多く、このため、当該工事において生ずる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

つきましては、ビル等の建築物の解体等の工事に伴う労働者の石綿粉じんへのばく露による健康障害を予防するため、石綿及び石綿を含有する建材（以下「石綿等」という）の混入化、呼吸用保護具の着用、特殊健康診断の実施等特定化学物質等障害予防規則の関係規定の周知を図るとともに、特に下記の点に留意して法令に規定する措置を適切に講ずるよう、貴会会員各位に対し徹底を図られたくお願いいたします。

記

1. 建築物の解体等の工事の元方事業者は、当該工事の対象となる建築物について、石綿等が使用されている箇所及び使用の状況を事前に把握すること。
2. 元方事業者は、石綿等が使用されている箇所等を関係請負人に知らせるとともに、石綿等の破碎、解体等に関する適切な作業方法等について指導すること。
3. 石綿等の破碎、解体等を行う場合には、当該箇所及びその周囲の湿潤化のために十分な散水ができるように必要な水圧の水源、適切なノズルを備えた散水のための設備を設け、適切に散水を行うこと。
4. 破碎、解体等により生ずる石綿等の廃棄物については、石綿が乾燥しないよう散水を行って湿潤な状態に保つこと、発じん防止用の薬液を使用すること；できるだけ速く丈夫な容器又は袋に入れること等により、2次的な発じんの防止に努めること。
5. 解体等を行う場所については、必要に応じ、ビニールシート等を用いて石綿粉じんの他の場所への飛散を防止すること。
6. 石綿等の取扱い作業者には、防じんマスク（国家検定品）を使用させること。この場合において、当該防じんマスクの選定に当っては、顔面への密着性が良好なものを選ぶこと。
なお、粉じんの発散が著しい場合には、送気マスクを使用させることが望ましいこと。
7. 作業衣等は、石綿が付着しにくく、かつ、付着した石綿を容易に除去できるものを選定し、又は、保護衣を使用することが望ましいこと。
8. 石綿等を使用した建築物の解体等の工事の増加に備え、特定化学物質等作業主任者の有資格者の養成に努めること。

環大規第225号

昭和62年10月26日

都道府県十大政令市

大気保全担当部(局)長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

建築物の改修・解体に伴うアスベスト(石綿)による
大気汚染の防止について

アスベストの環境大気への排出の抑制については、昭和62年3月16日付け環大規第51号により当職から適切な指導をお願いしているところである。

最近、学校施設等におけるアスベストの存在に関心が持たれ、各所においてアスベストの除去が行われる動きにあると承知している。

ついては、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する建築物の改修、解体工事の実施時におけるアスベストの環境大気中への排出抑制について、関係者に対する適切な指導がなされるよう、別紙を参考に関係部局等と連絡調整を図られるなど適切に対処されたい。

(別紙)

1. 吹付け石綿の処理方法には、覆いをするカバーリング処理、封じ込め処理、除去処理があるので、状況に応じて適切な改修方法を選定すること。

また、施設を解体する場合には、あらかじめ吹付け石綿を除去すること。

2. 吹付け石綿を除去する際には、大気中へのアスベストの飛散を防止するため次の事項に留意すること。

(1) 事前措置

ア. ポリエチレンフィルム等により作業場所を隔離すること。

イ. 天井等を被覆しているアスベストの内部に十分水等を浸透させるために必要な水圧、水量を確保できる散水装置を設けること。

(2) 作業時の措置

ア. あらかじめアスベストの内部まで水等を浸透させるとともに、水を用いる場合は、散水または噴霧しながら作業を行うこと。

イ. 局所排気装置を用いる場合には、排気口からアスベストの排出を十分抑制できる集じん装置を設置すること。

(3) 事後措置

アスベストを含む廃棄物は、潤滑化等行った後、十分な強度を有するプラスチック袋等で二重に梱包する等の措置を講じ、アスベスト廃棄物である旨の表示すること。

3. 排出濃度の測定

当該建築物の敷地境界等において、アスベストの濃度測定の実施に努め、環境への影響を十分把握すること。

4. その他

上記1～3の実施に当たっては、関係省庁等の指導にも十分留意すること。

環大規第 26 号

衛企第 9 号

昭和63年2月1日

都道府県・指定都市 衛生・環境主管部(局)長 殿
保険所政令市・特別区 衛生主管部(局)長

環境庁大気保全局大気規制課長

厚生省生活衛生局企画課長

建築物内に使用されているアスベストに係る当面の
対策について（通知）

昨年初めより、学校等において吸音・断熱用等に使用されている吹付けアスベストの存在に大きな関心がもたれ、一部で除去工事等が進められているが、一方、不適切な除去工事等が安易に行われた場合、かえってアスベスト粉じんによる室内汚染や環境汚染の発生が懸念されるところである。

このような状況に鑑み、今般、別紙のとおり「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」をとりまとめたので通知する。

については、貴職におかれても関係部局と連携の上、本通知の趣旨を十分いかしつつ、実情に応じた対策の推進に努められたい。

なお、都道府県においては貴管下の市町村についてもこの通知の内容の周知徹底方、よろしくお願ひする。

「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」

I 基本的認識

建築物内に使用されているアスベストに関しては、当面次のような基本的認識に立って、対処する必要がある。

1. アスベストは、建築物内では、壁・天井・床等各種の建築材料として、また、耐火材、吸音材、断熱材等として用いられているが、それらの中の多くのものは、セメント板、プラスチック材等の原料の一部として固定されているので、空中に飛散する可能性のあるものは、吹付け材、板状材の表面の破損部分や摩耗部分等である。従って、良好な状態にある材料では、加工などの操作を行わない限り、飛散のおそれはないと考えられる。

また、アスベストの吹付けは、昭和50年労働安全衛生法に基づき規制されたため、主として昭和30年代初頭から昭和50年代初頭までに建てられた建築物を中心に使用されていると考えられる。

2. アスベストは、繊維として空気中に浮遊した状態にあると、人が吸入した場合、肺がん等の原因となりうるが、固定され、空気中に浮遊しない状態では、健康障害を起こすことはないと考えられる。

3. 現在の我が国における一般環境大気中のアスベスト濃度は、これまでの調査結果からすれば、作業環境の評価基準である管理濃度の2倍から4倍程度低いレベルである。

4. 建築物内の空気中に浮遊しているアスベスト繊維の濃度は、既存の調査結果によると一般的にいって、一般環境大気中の濃度とほぼ同程度であり、WHOの報告によれば、一般居住者に対するリスクは極めて小さく、直ちに問題となるレベルではないと考えられる。

5. 建築物内でアスベストを含有する建材からアスベスト繊維が遊離していなければ、建築物内の空気は一般環境大気と同じ程度の濃度と考えられる。

II 当面の対策における基本的事項

建築物内に使用されているアスベストについては、次の点に留意した適切な対策がとられることが望ましいこと。

1. アスベストを含有する建材で、アスベスト繊維を遊離する可能性が大きく、当面の対策の第一とすべきものは、経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより損傷のある吹付け材であること。これが存在する場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。

2. アスベスト繊維の遊離を防止する処置としては、特殊な塗料を塗ること等による封じ込め、シートや板等でおおう囲い込み及び除去の3つの方法があり、状況に応じた適切な方法を選択のうえ工事を行う必要があること。
3. 処置の検討にあたっては、浮遊するアスベスト繊維の濃度を測定するのが原則であるが、必ずしも容易に実施できるものではない。従って、処置の決定にあたっては、研究班の報告書(注1)に示された別添のフローチャートを参考にしつつ、状況に応じ対処すること。
4. 除去工事等が不適切に実施されれば、建築物内の空気及び周辺環境大気を汚染するおそれが大きいことに留意し、工事の実施にあたっては昭和62年10月26日付け環大規第225号環境庁大気保全局大気規制課長通知「建築物の改修・解体に伴うアスベスト(石綿)による大気汚染の防止について」の趣旨を踏まえて適切に行うとともに関係法令等(注2)を遵守すること。
5. アスベスト繊維の濃度測定等によりアスベスト繊維が遊離していないと判定される場合及び修理、囲い込み、封じ込め等の処置を施した場合等適切な管理が必要と判定される場合には、メンテナンス等の際誤って損傷を与えないよう留意すること。また、定期的に状況の判定を行い、アスベスト繊維が遊離する状態ではないことを確認するとともに記録すること。

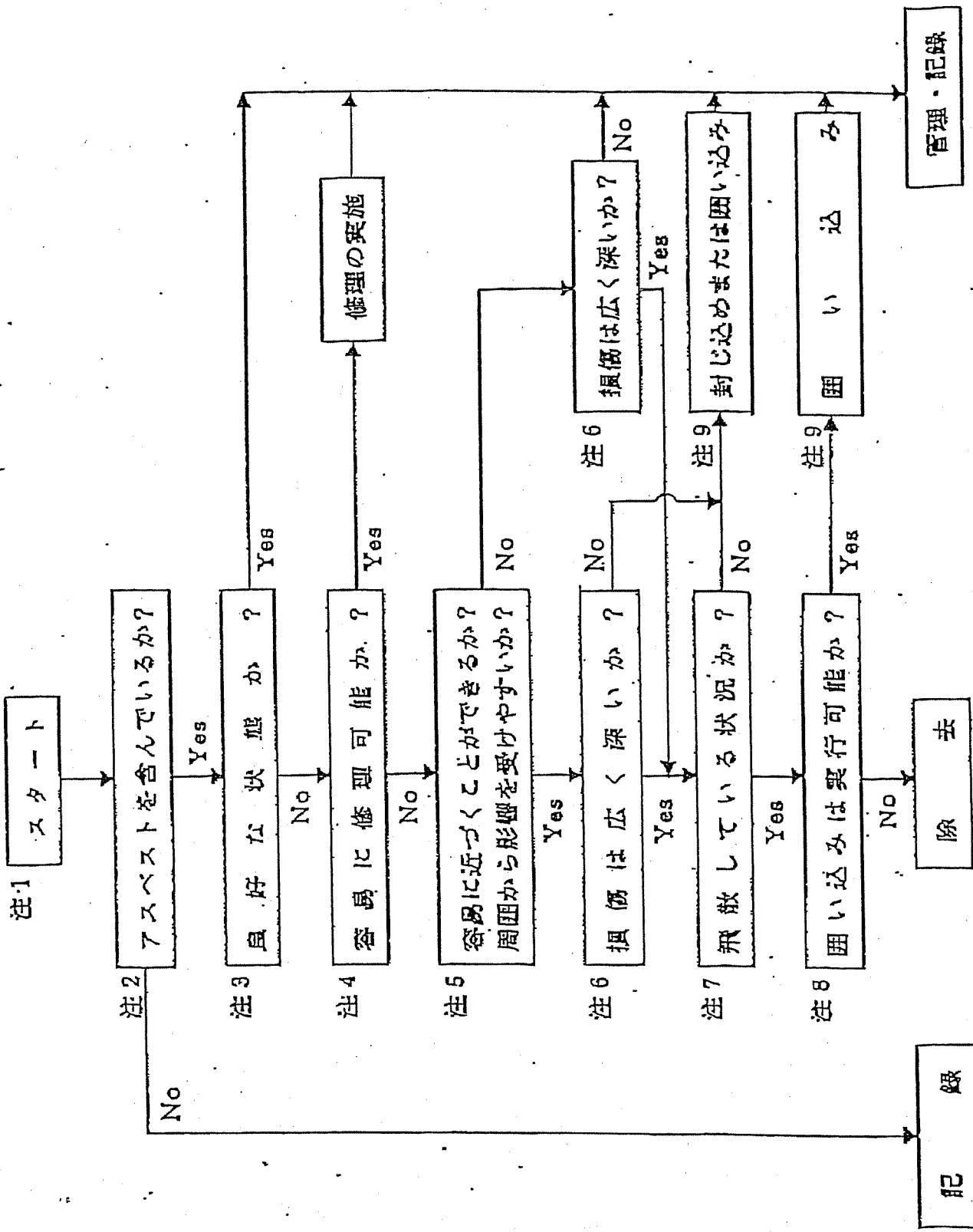
III 当面の対策における留意事項

1. アスベストを含有する建材に除去等の処置を施した場合には耐火や防音等その建材が有していた機能が損われる所以、必要に応じて失われた機能を補う必要があること。
2. 除去工事等によって発生したアスベストを含有する廃棄物については、関係法令並びに環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知(注3)及び厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知(注4)を遵守して処理すること。

IV 都道府県等の役割

1. 都道府県、指定都市、保健所政令市及び特別区(都道府県等という。以下同じ)は、上記Ⅱ及びⅢに従って、管下建築物の所有者等の指導に努めること。
2. 都道府県等は、アスベストの処置が円滑に行えるよう、管下におけるアスベスト粉じん濃度測定が行える機関及び吹付けアスベストの処置について十分な資格経験を有する業者の把握に努めること。
3. 都道府県等は、建築物の所有者等に適切な指導が行えるよう保健所等を含め体制づくりに努めること。

（別添）スベスト対策フローチャート



注 1：全ての作業は関連法令やマニュアルの定めるところに従つて行う。各項目における判断に疑惑や迷いを生ずる場合には、下向き矢印を探査する。

注 2：アスベストを含んでいるか否かについては、設計図面により判定する。なお、X線回折法又は電子顕微鏡法により判定することもできる。

注 3：良好な状態とは、損傷を受けておらず、剥離の兆候もなく、周囲に建材が飛散したことなどを示す破片等がないことである。建材が良好な状態におっても、非常に損傷を受けやすい状態にあるか、そうなる可能性がある場合には、良好な状態でないとして扱う。

注 4：容易に修理可能な損傷とは、小さなひっかききずや割しき程度の軽微なものという。修理作業とは、小さな損傷部位に対する塗装する、封じ込め剤を使う、詰め込む等により良好な状態に戻す作業をいう。修理作業に際しては、粉じんが飛散しないよう適切な措置を講ずる。

注 5：周囲から影響を受けやすいとは、車や人、物による破損や衝撃、またある場合には、保守作業等の場合に生じる損傷を受けやすいう。

注 6：損傷が広く深いとは、物理的な衝撃や劣化等により破断、切断等が生じており、損傷面から飛じんが懸念されるものという。広く深い損傷を受けていないが、容易に近づくことができるか、又は、周囲から影響を受けやすい場合には、損傷がこれ以上大きくならないような保護措置、封じ込め又は固い込みが必要になる。

注 7：碎けやすい破片や剥離した状態があれば、アスペクトは飛散していると答えられる。

注 8：損傷領域が広範囲であり、建材へ密着に接近できない場合、囲い込みは困難である。

注 9：現場の状況、使用実態等により、除去を選択することも可能である。